

日野こもれび納骨堂
指定管理者選定審査報告書

平成 29 年 6 月

横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会

目 次

1	経緯	2
2	横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 委員	2
3	審査の経過	2
4	応募者	3
5	審査の実施	3
6	審査講評	4
7	総評	5

1 経緯

日野こもれび納骨堂の指定管理者の選定にあたり、横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、「横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会運営要綱」（以下「運営要綱」という。）第2条第1号から第4号までの規定に基づき、応募者から提出された書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等を行いました。

このたび、審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、運営要綱第10条の規定に基づき、審査結果を報告します。

2 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 委員

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	中島 邦雄	横浜市墓地等設置紛争調停委員会 前会長
	池邊 このみ	千葉大学大学院 教授
	上蘭 朗	上蘭会計事務所 所長 公認会計士
	川端 清道	一般社団法人 日本公園緑地協会 企画部長
	吉川 美津子	一般社団法人 供養コンシェルジュ協会 理事
委 員 長 職 務 代 理 者	小谷 みどり	株式会社 第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 主席研究員
	松本 和子	戸塚区深谷台地域運営協議会事務局
	三上 勇夫	磯子区洋光台連合自治町内会 会長

3 審査の経過

年 月 日	内 容
平成29年4月7日	第1回選定評価委員会（公募要項の決定等）
平成29年4月17日 ～5月16日	公募要項の配布（本市ホームページに公募要項等を掲載）
平成29年4月24日	応募説明会
平成29年4月24日 ～4月25日	公募要項に関する質問受付
平成29年5月2日	公募要項に関する質問回答
平成29年5月18日 ～5月19日	応募書類の受付
平成29年6月12日	第2回選定評価委員会（面接審査実施、指定候補者の選定）

4 応募者

次の1者からの応募がありました。

清光社・横浜植木共同事業体（株式会社清光社、横浜植木株式会社）

5 審査の実施

(1) 応募者の資格（制限）について

日野こもれび納骨堂指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）に定める「応募者の資格」及び「欠格事項」への該当の有無について、問題がないことを確認しました。

公募要項（抜粋）

5 公募及び選定に関する事項

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体（法人格は不要。ただし、個人は除く。）。(以下「団体」という。)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

(2) 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた評価項目及び配点にしたがって、応募者から提出された応募書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、指定候補者の選定を行いました。

審査は110点を各評価項目に配分し、各委員が評価項目ごとに採点した上で、最高点・最低点を除く残りの委員の平均点（110点満点）を審査得点としました。また最低基準点を6

割である 66 点としました。

(3) 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者に選定しました。

【指定候補者】 清光社・横浜植木共同事業体
(株式会社清光社、横浜植木株式会社)

(4) 審査得点 (詳細は別紙参照)

	満点	指定候補者
		清光社・横浜植木共同事業体
得点	110点	86.3点

6 審査講評

全体として、納骨施設の特徴をよく踏まえた、具体的な提案となりました。

まず、管理体制については、タイムテーブルが平常時、繁忙期ともに明確に示されていました。供用開始時に懸念される事項についても、納骨希望者の一斉来館が想定されることに対しては事前予約制や受付スタッフの増員により対応、利用者が自動搬送式納骨機械の操作に不慣れな状況が想定されることに対しては利用者説明会の開催や案内スタッフの増員により対応、といったように、課題への対応策が具体的に記述されていました。

利用者へのサービスについても、電気設備点検日以外は無休とすることや、デジタルサイネージの導入、リーフレットの英語・中国語・韓国語での対応、供用開始前からのホームページの事前開設提案など、積極的な向上姿勢がみられました。

また、粉骨サービス、送迎サービス等の自主事業についても、初年度から実施する予定であり、販売する銘板もデザイン等を複数パターン用意する予定であることなど、サービスの向上が期待されます。

さらに、市民協働の取組みについても、近隣施設と連携した防災の取組や、地域向けの講座・教室の実施等、自治会町内会をはじめとする地域への貢献が期待される提案がありました。

財務状況については、応募者の構成団体いずれも、収益構造の安定性や短期支払能力などが十分にあると認められ、問題ないと考えられます

最後に、今回提案のあった内容について、横浜市と協議の上、着実に実施されることを期待しています。

7 総評

厳正な審査の結果、清光社・横浜植木共同事業体を指定候補者として選定しました。

日野こもれば納骨堂は、今回、新たに開設することから、初年度の対応が、大変重要になります。また、自動搬送式や粉状遺骨での収蔵など、初めての試みもあります。指定候補者と横浜市が緊密に連携し、万全の態勢を構築してほしいと考えます。

指定候補者においては、他の指定管理の実績・経験を活かすとともに、新たな取組も含めて管理運営を着実に実施することを期待します。

横浜市においては、利用者へのサービス提供や、地域との連携が着実に行われるよう、支援に努めてもらいたいと考えます。

日野こもれび納骨堂指定管理者 審査得点

評価項目	内容	配点	評価の基本的な考え方	得点						平均
				A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	
1 法人の状況										
(1) 法人の理念・基本方針・財務状況	法人の理念、基本方針及び業務実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	5	5 法人の基本方針等が極めて公共性の高いものであり、かつ団体の財務状況が健全である。 4 法人の基本方針等が公共性の高いものであり、かつ団体の財務状況が健全である。 3 法人の基本方針等が公共性を備えており、かつ団体の財務状況が健全である。 2 法人の基本方針等が公共性にやや欠ける、または団体の財務状況にやや問題がある。 1 法人の基本方針等が公共性に欠ける、または団体の財務状況に問題がある。 0 法人の基本方針等が公共性に欠ける、かつ、団体の財務状況に問題がある。	3	5	4	4	4	4	3.8
(2) 応募理由	施設の設置目的や役割・特徴を十分に理解した、妥当性・具体性がある応募理由が示されているか。	5		5	4	4	4	3	4	4.0
(3) 市内中小企業等であるか	応募団体は、市内中小企業又は地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体か。	5		5	5	5	5	5	5	5.0
2 管理体制										
(1) 管理の体制	管理運営やサービス提供を行う上で、人員配置など、具体的な管理運営体制が示されているか。	5	5 適切な管理体制が具体的に構築されており、危機管理対策や個人情報保護における具体的な対応策など、特に優れた提案内容が示されている。 4 適切な管理体制が具体的に構築されており、危機管理対策や個人情報保護における具体的な対応策など、優れた提案内容が示されている。 3 適切な管理体制が構築されており、危機管理対策や個人情報保護における対応策が明確に示されている。 2 管理体制の基本的概要が示されており、危機管理対策や個人情報保護における対応策がある程度示されている。 1 管理体制が不適切、または危機管理対策や個人情報保護における対応策が不十分。 0 管理体制の概要、及び危機管理対策や個人情報保護における対応策が不明瞭、不適切である。	5	5	4	4	4	4	4.3
(2) 緊急、災害時等の危機管理対策	緊急、災害時における事前の対応策や災害時における対応策が示されているか。	5		5	5	4	4	3	4	4.3
(3) 個人情報の保護管理	個人情報の保護管理における基本方針や具体的な対応策が示されているか。	5		5	5	4	4	4	5	4.8
3 施設の運営										
(1) 施設運営の基本方針	施設運営における基本方針や運営項目が示されているか。	5	5 管理の質や利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での具体的な内容が示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、具体的に実現性のある優れた提案内容が示されている。 4 管理の質や利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での具体的な内容が示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、具体的に実現性のある優れた提案内容が示されている。 3 管理の質や利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容が示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、実現性の高い提案内容が示されている。 2 管理の質や利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容がある程度示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、実現性のある提案内容が多少示されている。 1 管理の質や利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容が不十分であり、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、実現の可能性が低い提案内容が示されている。 0 管理の質や利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容が示されておらず、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、提案が示されていない。 ※「(2)管理の質、利用者サービスの取組」、「(3)市民協働の取組」、「(4)自主事業の取組」については、1～5点の評価点を2倍にし、評価する。	4	5	4	4	3	4	4.0
(2) 管理の質、利用者サービスの取組	管理の質を高めるとともに、使用者や基参事者などへのサービス向上策について具体的な内容が記載されているか。	10※ (5×2)		8	8	8	8	6	8	8.0
(3) 市民協働の取組	市民参加や地域との連携についての取組が示されているか。	10※ (5×2)		8	8	8	8	8	8	8.0
(4) 自主事業の取組	利用者サービスの向上や管理運営を円滑に行うため、施設運営の趣旨に添った自主事業が提案されているか。	10※ (5×2)		8	8	8	6	6	8	7.5
(5) 自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への対応	自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への取組が具体的に示されているか。	5		4	5	3	3	4	4	3.5
(6) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	市内中小企業振興条例の趣旨、ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、男女共同参画推進など、本市の重要施策を踏まえた取組になっているか。	5		4	5	4	3	4	4	3.8
4 施設の維持管理										
(1) 施設管理の基本事項	施設の維持管理における基本的な考え方、執行体制、施設水準を維持、向上させる取組が示されているか。	5	5 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた具体的な内容が示されており、安全対策等についても適切で具体的な対策方法等について、特に優れた提案内容が示されている。 4 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた具体的な内容が示されており、安全対策等についても適切で具体的な対策方法等について、優れた提案内容が示されている。 3 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた内容が示されており、安全対策等についても適切な対策方法が示されている。 2 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた内容が示されており、安全対策等についても適切な対策方法が示されていない。 1 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた内容が示されていない。 0 施設の維持管理における内容や安全対策等についての対策方法が不明瞭、不適切である。	3	5	4	4	4	4	3.8
(2) 植栽等の適正管理	樹木や草花、芝生等の植栽について、適正な管理やサービス向上のための具体的な内容が示されているか。	5		3	5	4	3	4	5	3.8
(3) 建築物、工作物の適正管理	建築物や自動納骨機械等について、適正な管理やサービス向上の内容が示されているか。	5		3	5	4	3	3	4	3.5
(4) 施設の安全対策	安全対策や防災対策、不法行為等の対策について、具体的な対策方法が示されているか。	5		3	5	4	3	4	4	3.5
5 管理経費										
(1) 適正な収支計画	各年度毎に管理経費の積算基準が明確な根拠を基に示されているか。 ※様式3「収支予算書」により評価	5	5 管理経費の根拠が非常に明確で、コスト削減策の内容に実現性のある、特に優れた提案がある。 4 管理経費の根拠が明確で、コスト削減策の内容に実現性のある優れた提案がある。 3 管理経費の根拠が明確で、コスト削減策の内容に実現性のある提案がある。 2 管理経費の根拠が明確で、コスト削減策の提案が不十分である。 1 管理経費の根拠が不明確で、コスト削減策が不十分である。 0 管理経費の根拠やコスト削減策の内容が、不明瞭、不明確である。	2	4	4	3	3	3	3.0
(2) コスト削減策	効率的な管理運営に向けた取り組みや、コスト削減策が示されているか。	5		3	5	3	3	3	3	3.0
6 公営墓地の管理実績										
(1) 墓地又は納骨堂の管理実績	公営の墓地又は納骨堂を指定管理者として管理した実績はあるか。	5	5	5	5	5	5	5	5.0	
合計		110		85	103	89	81	80	90	86.3
備 考					最高点のため平均から除外			最低点のため平均から除外		

※ 数値については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。